

※銃の所持許可証をお持ちの方で、所持許可証の2ページ目（顔写真のページ）の写しを提出する場合は、医師の診断書の提出が免除されます。

様式第7号（第4条関係）

### 診 断 書（狩猟免許申請用）

住 所	市 郡 町			
氏 名		性 別	男	女
生年月日	年 月 日生	年 齢	歳	
上記の者は、次の各号に該当しないと診断します。 1 統合失調症 2 そううつ病（そう病及びうつ病を含む。） 3 てんかん（発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。） 4 麻薬、大麻、アヘン又は覚醒剤の中毒者 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（前各号に該当する者を除く。）				
診断年月日	平成 年 月 日			
医 師	施 設 名			
	住 所			
	氏 名	印		

#### 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律抜粋

（狩猟免許の欠格事由）

第40条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、狩猟免許（第6号の場合にあっては、取消しに係る種類のものに限る。）を与えない。

- 一（略）
- 二 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者
- 三 麻薬、大麻、アヘン又は覚醒剤の中毒者
- 四 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（前3号に該当する者を除く。）
- 五及び六（略）

#### 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則抜粋

（狩猟免許の欠格事項）

第47条 法第40条第2号の環境省令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。

- 一 統合失調症
- 二 そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
- 三 てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

（狩猟免許の申請等）

第48条（略）

2 前項の免許申請書には、次に掲げる資料を添えなければならない。

- 一（略）
- 二 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、その者が法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書